（別表１）

|  |  |
| --- | --- |
| 用　　語 | 定　　　義 |
| 担い手 | 　次のいずれかの経営体をいう。１　認定農業者①　基盤強化法第12条第１項に基づき、経営改善計画の認定を受けた経営体②　基盤強化法第23条第４項に規定する特定農業法人２　認定新規就農者　基盤強化法第14条の４に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体３　基本構想水準到達者　年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤強化法第６条第１項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体４　集落営農経営　次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営①　基盤強化法第23条第４項に規定する特定農業団体②　複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている落営農組織 |
| 農地中間管理機構 | 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」といいます。）第２条第４項に規定する「農地中間管理機構」をいいます。 |
| 農用地等 | 機構法第２条第２項に規定する「農用地等」をいいます。 |
| 農地中間管理事業 | 　機構法第２条第３項に規定する「農地中間管理事業」をいいます。 |
| 新規就農者 | 機構法第２条第３項第７号に規定する「新たに農業経営を営もうとする者」をいいます。 |
| 研修事業 | 機構法第２条第３項第７号に規定する「農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修」をいいます。 |
| 遊休農地 | 　農地法第32 条第１項各号のいずれかに該当する農地をいいます。ただし、遊休農地解消緊急対策事業における遊休農地は農地法第32 条第１項第１号に該当する農地のうち「農地法の運用について（平成21 年12 月11 日付け21 経営第4530 号農林水産省経営局長、21 農振第1598 号農林水産省農村振興局長）」の第３の１の（3）のアの（ウ）のa に規定された「人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地」をいいます。 |
| 所有者不明農地 | 農地法第41 条第２項により準用する同法第39 条第１項の裁定について同法第41 条第３項の規定による公告があったときに同条第４項により機構が利用権を取得した農地又は機構法第22条の３に基づく公示により機構が利用権を取得した農用地等をいいます。 |
| 農地相談員 | 機構の現場活動（新規就農者向けの研修用農用地等の確保、土地改良事業の実施に向けた地元への働きかけ等）等の業務を実施する機構の職員をいいます。 |
| 農用地区域 | 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」といいます。）第８条第２項第１号に規定する「農用地区域」をいいます。 |
| 集落営農組織 | 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第１の１の（１）の①のイに規定する「集落営農」をいいます。 |
| 農用地利用集積等促進計画 | 機構法第18条第１項に規定する「農用地利用集積等促進計画」をいいます。 |
| 農作業委託 | 　農作業を委託することを約した契約のうち、下記の基幹的な作業の全てを委託することを約したものをいいます。①稲については、耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀②麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫③その他の作目については、これらに準ずる農作業（３作業） |
| 農作業受託 | 　農作業を受託することを約した契約のうち、下記の基幹的な作業の全てを受託することを約したものをいいます。①稲については、耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀②麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫③その他の作目については、これらに準ずる農作業（３作業） |
| 特定農作業受委託契約 | 農作業を委託することを約した契約のうち、受託者が農産物を生産するために必要となる下記の基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものをいいます。①　稲については、耕起・代掻き、田植及び収穫・脱穀②　麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫③　その他の作目にあっては、①及び②に準ずる作業 |
| 管理耕作 | 福島県営農再開支援事業実施要綱（平成25 年２月26 日付け24 生産第2875 号農林水産事務次官依命通知）別記５に基づいて営農再開するまでの間、農作業受託組織等が一時的に農地の管理耕作を受託する取組のことをいいます。 |
| 団地 | 以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない２筆以上の隣接する農地をいいます。①　畦畔で接続する農地②　農道又は水路等を挟んで接続する農地③　各々一隅で接続する農地④　段状に接続する農地⑤　借受希望者の宅地に接続している２筆以上の農地 |
| 地域計画 | 基盤強化法第19条第１項に規定する「地域計画」をいいます。 |
| 協議の場 | 基盤強化法第18条第1項の規定により設けられた協議の場をいいます。 |
| 農業振興地域 | 農振法第６条第１項の規定により指定された「農業振興地域」をいいます。 |
| 共有農地 | 機構法第18条第５項第４号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転として機構への貸付けを行った農地をいいます。 |
| 利用権 | 賃借権、使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいいます。 |
| 旧農地利用集積円滑化団体 | 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）第２条の規定による改正前の基盤強化法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体をいいます。 |
| 旧農地保有合理化法人 | 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第１条の規定による改正前の基盤強化法第８条第１項に規定する農地保有合理化法人をいいます。 |
| 白紙委任 | 旧農地利用集積円滑化団体又は旧農地保有合理化法人（以下「旧農地集積円滑化団体等」といいます。）との間で、10年以上を委任期間として農地の貸付け（特定農作業委託を含みます。）の相手先を指定せず、かつ、次のいずれかの内容について委任を行う旨が書面により意思表示されている委任契約を締結することをいいます。①　６年以上（基盤強化法第18条第３項第４号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転を行うことを目的に白紙委任する場合には５年）の農地の利用権の設定及びその相手方の選定（相手方を限定しないものに限ります。）②　６年以上の特定農作業委託契約の締結及びその相手方の選定（相手方を限定しないものに限ります。）③　旧農地利用集積円滑化団体等に農地の所有者が農地の利用権を設定した場合には、当該農地の転貸について６年以上（基盤強化法第18条第３項第４号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転を行うことを目的に白紙委任する場合には５年）の利用権の設定及びその相手方の選定（相手方を限定しないものに限ります。）なお、旧農地利用集積円滑化団体等が、農地の受け手との間で契約を締結する際に、地域の合意の下で行われるＢＲの取組により６年以上の利用権の設定又は特定農作業委託契約の締結が困難な場合は、ＢＲの取組計画書に基づき期間の設定を行うことが可能です。 |
| 都道府県農業委員会ネットワーク機構 | 　農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」といいます。）第42条第１項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいいます。 |
| 全国農業委員会ネットワーク機構 | 　農業委員会法第42条第１項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいいます。 |
|